

旭川医科大学病院規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西 川 祐 司

旭川医科大学病院規程の一部を改正する規程

旭川医科大学病院規程（平成16年旭医大達第84号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を、同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は改正箇所を示す。

改正後	現行
(略)	(略)
(診療科)	(診療科)
第4条 本院に、診療科（以下「科」という。）を置く。	第4条 本院に、診療科（以下「科」という。）を置く。
2 科に必要な応じて領域を置く。	2 科に必要な応じて領域を置く。
3 本院に置く科及び科に置く領域は次のとおりとする。	3 本院に置く科及び科に置く領域は次のとおりとする。
<u>内科（循環器・腎臓，呼吸器・脳神経，内分泌・代謝・膠原病，消化器，血液）</u>	<u>第一内科</u>
(削除)	<u>内科（代謝・免疫・消化器・血液）</u>
精神科神経科	精神科神経科
小児科	小児科
外科（血管・呼吸・腫瘍，心臓大血管，肝胆膵・移植，消化管）	外科（血管・呼吸・腫瘍，心臓大血管，肝胆膵・移植，消化管）
整形外科	整形外科
皮膚科	皮膚科
泌尿器科	泌尿器科
眼科	眼科

耳鼻咽喉科・頭頸部外科

(略)

(科長及び副科長)

第5条 各科（内科及び外科にあつては領域。以下同じ。）に，科長を置く。

(略)

附 則

この規程は，令和5年10月1日から施行する。

【改正理由】

内科学講座の再編に伴う診療科の再編のため，所要の改正を行うとともに，規程の整備を図るものである。

耳鼻咽喉科

(略)

(科長及び副科長)

第5条 各科（外科にあつては領域。以下同じ。）に，科長を置く。

(略)